

協定等に基づき留学する学生の全学共通授業科目の定期試験の取扱いに関する申合せ

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)

最終改正 平成 29 年 5 月 25 日

1. 協定に基づき留学（短期海外研修等を含む。）する学生または神戸大学の教育プログラム（海外で実施されるものに限る。）に参加する学生が、全学共通授業科目の定期試験を受験できない場合には、定期試験の実施日の変更を認めることがある。
2. 前項に該当する学生で定期試験の実施日の変更を希望する者は、原則として出発日の属する月の前々月の 10 日までに大学教育推進機構国際教養教育院長に別紙様式により申し出るものとする。なお、特別な事情により、期日までに申し出ることができない場合は、理由書（様式自由）を添付し、その旨を申し出るものとする。
3. 定期試験の実施日の変更は、大学教育推進機構国際教養教育委員会の了承を経て、行うものとする。
4. 定期試験の実施は、担当教員の指示する方法によるものとする。

附 則

この申合せは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。